

東海市告示第39号

令和8年度東海市障がい者日常生活用具給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

令和8年度東海市障がい者日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、日常生活用具支給事業の実施によって、法第4条に規定する障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業内容)

第2条 障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、別表第1に定める種目の用具を費用給付事業利用者に対して用具費の支給を行う。

(用具の種目及び対象者)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とする。

2 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている障がい者等又は市外に居住する法第19条第3項に規定する特定施設入所等障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所等障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。）が市内であるもののうち、別表第1に掲げる種目の区分ごとに同表に掲げる対象者に該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、給付の対象となる用具の貸

与又は購入費の支給を受けられる者及び居住地特例地が他の市町村の区域内である者を除く。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書に次に掲げる書類（当該者が難病等疾患である場合には、日常生活用具給付意見書及び特定医療費受給者証の写し）を添えて市長に申請するものとする。

(1) 用具の見積書

(2) 給付を受けたい用具の詳細が確認できるカタログ等の写し。ただし、ストマ用装具又は紙おむつを申請する場合には、添付を省略することができる。

(3) 知的障がいB判定若しくはC判定若しくは精神障がい3級の障がい者等が頭部保護帽の給付を申請する場合、呼吸器機能障がい以外の者がネブライザー（吸入器）若しくは電気式たん吸引器の給付を申請する場合又は呼吸器機能障がい若しくは心臓機能障がい以外の者がパルスオキシメーターの給付を申請するにあつては、日常生活用具給付意見書

(4) 居宅生活動作補助用具の給付の申請をする場合にあつては、住宅改修に係る見積書、工事前後の図面及び改修前の写真

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案の上、再給付することとする。ただし、耐用年数の期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

(支給決定)

第5条 前条第1項の規定による申請があつたときは、市長は、速やかに給付対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を調査した上で、その適否を決定し、申請者に日常生活用具決定通知書及び日常生活用具給付券、並びに日常生活用具却下通知書により通知するものとする。

2 障がい者等の申請の手続きの利便を考慮し、一部の排泄管理支援用具については、給付券を一括して交付することができる。

(1) ストマ用装具、紙おむつ等については、暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付する。

(2) 別表第1に掲げる基準額の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2か月分の額を給付券1枚に記載して交付する。

(3) 給付券は、申請1回につき6か月分まで一括交付することができる。

(費用の負担)

第6条 前条の規定による給付の決定を受けた者は、当該決定を受けた用具の購入に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。この場合における費用は、別表第1に掲げる種目の区分ごとに、同表に掲げる基準額の欄に定める額の範囲内とし、給付の決定を受けた者が負担する額は別表第2に掲げる世帯区分により算出した額とし、用具の購入に要する費用が基準額を超える場合には、用具の購入に要する費用と基準額との差額を利用者等が負担するものとする。ただし、点字図書の支給に係る費用に関しては、点字図書価格と一般図書の差額に相当する額とする。

2 給付対象者は、前項の自己負担額を、用具の引渡しを受けた日に、当該引渡しを行った業者に対し、直接支払うものとする。

(費用の請求)

第7条 前条第2項の引渡しを行った業者は、原則、用具の引渡しの際、利用者等から給付券に受領確認の記名されたものを回収し、これを添付の上、給付券に記載された公費負担額について市長へ請求するものとする。

2 居宅生活動作補助用具の給付に係る請求にあたっては、前項に掲げるもののほか、完了届及び改修前後の写真を添付するものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた利用者等は、当該用具を譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(費用の返還)

第9条 用具の給付を受けた利用者が偽りその他不正の手段により用具の給付を受け、又は前条の規定に違反したと認めるときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、日常生活用具の給付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障がい者で1級若しくは2級の障がい者又は難病等患者で寝たきりの状態にある者で医師意見書等で必要と認められるもの	154,000円	原則として頭部又は脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障がい者で1級の障がい者、1級若しくは2級の障がい児、知的障がいA判定の障がい者（児）（常時介護を要する者で、原則として3歳以上の者）又は難病等患者で寝たきりの状態にある者で医師意見書等で必要と認められるもの	19,600円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障がい者（児）（常時介護を要する者で、原則として6歳以上の者）又は難病等患者で自力で排尿できない者で診断書等で必要と認められるもの	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい者で1級又は2級の障がい者（児）（入浴時に介助を要する者で、原則として3歳以上の者）	82,400円	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障がい者で1級若しくは2級の障がい者（児）（下着交換等	15,000円	介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年

		において介助を要する者で、原則として6歳以上の者)又は難病等患者で寝たきりの状態にある者で医師意見書等で必要と認められるもの			
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障がい1級若しくは2級の障がい者(児)(原則として3歳以上の者)又は難病等患者で下肢若しくは体幹機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	159,000円	介護者が移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級の3歳以上の障がい児	33,100円	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障がい1級若しくは2級の6歳以上の障がい児又は難病等患者で下肢若しくは体幹機能に障がいがある者で医師意見書等で必要と認められるもの	159,200円	腕、足等の訓練のできる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障がいの障がい者(児)(入浴時に介助を要する者で、原則として3歳以上の者)又は難病等患者で入浴に介助を要する者で医師意見書等で必要と認められるもの	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級の障がい者(児)(原則として6歳以	手すりなし 4,450円 手すり付き 5,400円	容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、	8年

		上の者) 又は難病等患者で常時介護を要する者で医師意見書等で必要と認められるもの		取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	
特殊便器		上肢障がい1級若しくは2級、知的障がいA判定の障がい者(児)(訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として6歳以上の者)又は難病等患者で上肢機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	151,200円	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
歩行補助つえ (一本杖)		下肢、体幹、平衡又は移動機能障がいの障がい者(児)(原則として3歳以上の者)	木材 2,310円 軽金属 3,150円 ただし、夜光材付は430円、全面夜光材付は1,260円、外装ラッカー使用は273円を加算する。	手に持って歩行の補助となる一本の長い棒で、片側の使用のみで歩行が可能となるもの	3年
移動・移乗支援用具		平衡、下肢若しくは体幹機能障がいの障がい者(児)(家庭内の移動等において介助を要する者で原則として3歳以上の者)又は難病等患者で下肢が不自由な者で医師意見書等で必要と認められるもの	60,000円	次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 1 身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設	8年

				置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
頭部保護帽	下肢、体幹、平衡若しくは移動機能障がい、知的障がいA判定若しくは精神障がい1級若しくは2級の障がい者（児）で、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの（知的障がいB判定若しくはC判定若しくは精神障がい3級の障がい者等については、医師意見書により頻繁に転倒することが確認できるもの）	スポンジ・革製 15,656円 スポンジ・革・プラスチック製 37,852円 ただし、既製品の場合は、80パーセントの範囲内の額とする。	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3年	
火災警報器	身体障がい1級若しくは2級、知的障がいA判定若しくは精神障がい1級の障がい者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	1台当たり 15,500円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（必要に応じ1世帯2台を限度とする。）	8年	
自動消火器	身体障がい1級若しくは2級、知的障がいA判定、精神障がい1級の障がい者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は難病等患者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯で医師意見書等で必要と認められるもの	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	

	電磁調理器	視覚障がい1級若しくは2級の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）若しくは知的障がいA判定の障がい者	41,000円	容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい1級又は2級の障がい者（児）（原則として6歳以上の者）	7,000円	容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級の障がい者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	87,400円	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。）	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい1級又は3級の障がい者（児）（自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で原則として、3歳以上の者）	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい1級若しくは3級若しくは同程度の身体障がいを有する障がい者（児）（原則として6歳以上の者で、呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められるもの）又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	36,000円	容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい1級若しくは3級若しくは同程度の身体障がいを有する障がい	56,400円	容易に使用し得るもの	5年

	者（児）（原則として6歳以上の者で、呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められるもの）又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの			
パルスオキシメーター	呼吸器機能、心臓機能障がい若しくは同程度の身体障がいを有する障がい者（児）で在宅酸素療法を行っている者若しくは人工呼吸器を常時使用している者（呼吸器機能障がい、心臓機能障がい以外の者は医師意見書により必要と認められるもの）又は難病等患者で人口呼吸器の装着が必要な者で医師意見書等で必要と認められるもの	42,000円 ただし、 難病患者である場合は 157,500円	容易に使用し得るもの	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者	17,000円	容易に使用し得るもの	10年
盲人用体温計（音声式）	視覚障がい1級又は2級の障がい者（児）（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で原則として6歳以上の者）	9,000円	容易に使用し得るもの	5年
盲人用体重計	視覚障がい1級又は2級の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000円	容易に使用し得るもの	5年
人工呼吸器用バッテリー	在宅で人工呼吸器を使用している者で、	100,000円	使用している人工呼吸器専用のバッ	5年

	一	呼吸器機能障がい1級若しくは3級若しくは体幹機能の障がい等により同程度の身体障がい等を有する障がい者等又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの		テリー（別売りの充電器及びインバーター等の周辺機器含む。）	
	自家発電機	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザーを使用している者で、呼吸器機能障がい1級若しくは3級若しくは体幹機能の障がい等により同程度の身体障がい等を有する障がい者等又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	110,000円	容易に使用し得るもの	10年
	外部バッテリー	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザーを使用している者で、呼吸器機能障がい1級若しくは3級若しくは体幹機能の障がい等により同程度の身体障がい等を有する障がい者等又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	50,000円	使用する医療機器の消費電力に対応できるもの	5年
情報・意	携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障がい、肢体不自由又は知的障がいA判定の障がい者（児）（発声又は発語に著しい障がい等を有する者で原則とし	98,800円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	5年

思 疎 通 支 援 用 具		て6歳以上の者)			
	情報・通信 支援用具	視覚障がい又は上肢 障がいで1級又は2 級の障がい者(者) (原則として6歳以 上の者)	100,000円	障がい者向けのパ ーソナルコンピュ ーターの周辺機器及 び専用ソフト等	5年
	点字ディス プレイ	視覚障がい及び聴覚 障がいの重度重複障 がい者(原則として 視覚障がい2級以上 かつ聴覚障がい2級 の障がい者で必要と 認められるもの)	383,500円	文字等のコンピュ ーターの画面情報を 点字等により示す ことのできるもの	6年
	点字器	視覚障がいの障がい 者(児)(点字で文 字を打ち、日常生活 に必要な者で原則と して6歳以上の者)	標準型A 10,712円	32マス18行、 両面書真鍮板製	標準 型 7年
			標準型B 6,798円	32マス18行、 両面書プラスチック製	
			携帯用A 7,416円	32マス4行、片 面書アルミニウム 製	携帯 型 5年
			携帯用B 1,699円	32マス12行、 片面書プラスチック製	
	点字タイプ ライター	視覚障がい1級又は 2級の障がい者 (児)(本人が就労若 しくは就学している か又は就労が見込ま れる者に限る。)	63,100円	容易に使用し得る もの	5年
	視覚障がい 者用ポータ ブルレコー ダー	視覚障がい1級又は 2級の障がい者 (児)(原則として 6歳以上の者)	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	音声等により操作 ボタンが認識で き、かつ、DAI SY方式による録 音及び当該方式に より記録された図 書の再生が可能な 製品であって、容 易に使用し得るも の	6年
	視覚障がい 者用活字文 書読上げ装	視覚障がい1級又は 2級の障がい者 (児)(原則として	99,800円	文字情報と同一紙 面上に記載された 当該文字情報を暗	6年

置	6歳以上の者)		号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの	
視覚障がい者用読書器	視覚障がいの障がい者（児童）（本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として6歳以上の者）	198,000円	文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8年
盲人用時計	視覚障がい1級又は2級の障がい者（児）（原則として6歳以上の者）	触読時計 10,300円	障がい者が容易に使用し得るもの	10年
		音声時計 13,300円	原則として手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者のみ	
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい又は発声若しくは発語に著しい障がいをもつる障がい者（児）（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則として6歳以上の者）	71,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用し得るもの	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がいをもつる障がい者（児）（本装置によりテレビの視聴が可能になる者で原則として6歳以上の者）	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもの	6年

				で、容易に使用し得るもの	
人工喉頭	音声機能喪失者（喉頭摘出している障がい者（児））	笛式 5,150円 ただし、気管カニューレ付は、3,193円加算する。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	
		電動式 72,203円	顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池又は充電器を含む。）	5年	
点字図書	視覚障がい者を有する障がい者（児）（情報の入手を点字によっている者で原則として6歳以上の者）	必要と認められた額（点字図書価格と一般図書価格の差額相当分）	点字により作成された図書とし、年間6タイトル、又は、24巻を限度とする（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く）。ただし、雑誌を除く。	—	
人工内耳用外部装置	聴覚障がい者であって、現に人工内耳を装用している者	スピーチプロセッサ等の外部装置で使用者が容易に使用し得るもの 200,000円	スピーチプロセッサ等の外部装置で使用者が容易に使用し得るもの	5年	
人工内耳用電池（空気電池）	聴覚障がい者であって、現に人工内耳を装用している者	人工内耳に使用する空気電池（充電池又は充電器との併給は不可） 2,800円 （月額）	人工内耳に使用する空気電池（充電池又は充電器との併給は不可）	—	
人工内耳用電池（充電池）		人工内耳に使用する充電池（空気電池との併給は不可）	人工内耳に使用する充電池（空気電池との併給は不可）	1年	

			電池との併給は不可) 17,280 円	可)	
	人工内耳用充電器		人工内耳用充電器を充電するもの（空気電池との併給は不可） 25,920 円	人工内耳用充電器を充電するもの（空気電池との併給は不可）	3 年
排泄管理支援用具	ストマ用装具	直腸機能障がいをする障がい者（児）（ストマを造設している者）	消化器系 1 箇所、1 か月当たり 8,858 円	ストマから排出される便を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする（皮膚保護剤含む。）。	—
		膀胱機能障がいをする障がい者（児）（ストマを造設している者）	尿路系 1 箇所 1 か月当たり 11,639 円	ストマから排出される尿を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用キャップ付とする（皮膚保護剤を含む。）。	—
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	次のいずれかに該当する障がい者（児）で、紙おむつ等を必要とするもの（原則として 3 歳以上の者） 1 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者 2 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起	1 か月当たり 12,000 円	ストマ用装具に代わるものとし、便又は尿の処理が可能なもの	—

		<p>因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者</p> <p>3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者</p> <p>4 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者</p> <p>5 その他更生相談所等の判定により紙おむつ等を必要とする者</p>			
	収尿器	<p>下肢又は体幹機能障がいを有し排尿障がい（特に失禁）のある障がい者（児）</p>	<p>男性用 普通型 7,931 円 簡易型 5,871 円 女性用 普通型 8,755 円 簡易型 6,077 円</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの ラテックス製又はゴム製 普通型 耐久性ゴム製蓄尿袋を有するもの 簡易型 ポリエチレン製の蓄尿袋導尿ゴム管付き</p>	1 年
			<p>蓄尿袋 1 か月当たり 4,000 円</p>	<p>採尿器から排出される尿を蓄尿するもの</p>	—
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>下肢、体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）3 級以上の障がい者（児）（原則として</p>	<p>300,000 円 ただし、当該年度分（4 月から 6 月までの間は、前年度分）の住民税非課税世帯</p>	<p>障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 住宅改修の範囲 1 手すりの取付け</p>	原則 1 回のみ

		6歳以上の者) (特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい1級若しくは2級の者)又は難病等患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	に属する者 600,000円	2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	
--	--	---	-------------------	---	--

別表第2 (第6条関係)

日常生活用具給付事業に係る負担上限月額

世帯	対象者	利用者 負担割合	負担 上限月額
生活保護世帯	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯に属する者	100分の0	0円
低所得世帯1	市民税非課税世帯に属する者で障がい者又は障がい児の保護者の年収が80万円未満の者	100分の0	0円
低所得世帯2	市民税非課税世帯に属する者で障がい者又は障がい児の保護者の年収が80万円以上の者	100分の0	0円
一般世帯	市民税課税世帯	100分の10	37,200円

備考

- 1 市民税の課税状況は、申請のあった月が4月から6月までの場合は前年度分、

7月から翌年3月までの場合は当該年度分を対象とする。

- 2 世帯とは、給付対象者及びその配偶者をいう。ただし、給付対象者が満18歳未満の場合は、住民票に記載された全ての者をいう。
- 3 住宅改修費については、一般世帯の負担上限月額を20,000円とする。